平成２２年（フ）第１５０８号
横浜市神奈川区神奈川本町４番地５　東神奈川フラワーマンション203号
債務者　櫻井　幸代
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９１号
岡山市中区円山134番地４　菅沼ハイツ８号
債務者　三戸岡雄一郎
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４８号
東京都日野市東豊田３丁目22番地の13豊田第二コーポラス106号
債務者　川上真佐美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２４２号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目１番15―103号
債務者　中川内　等
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１３号
横浜市旭区中白根２丁目14番18号
債務者　櫻井　信江
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９１号
栃木県鹿沼市樅山町256番地９
債務者　加藤　正士
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６４号
栃木県宇都宮市緑５丁目２番２号　グリーンマンション101
債務者　細田　剛彦
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０７号
岡山県備前市伊部2352番地１　サンセール202号、前住所岡山市東区益野町312番地10レオパレスｏｒｃｈｉｄ204号室
債務者　大木　純子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５８号
岡山市中区長岡　県営住宅677
債務者　紙谷　頼子（旧姓在間）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目３番47号セジュール赤崎101
債務者　神﨑　嘉宏
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１７号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目３番47号セジュール赤崎101
債務者　神﨑　蔦子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４２号
岡山市北区清輝本町５番36号　202号
債務者　井上　孝二
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５号
岡山市東区西大寺松崎260番地39
債務者　橋本　義彦
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６号
岡山市東区西大寺松崎260番地39
債務者　橋本　博子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２号
岡山市南区東畦139番地10
債務者　船越　賢治
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４号
島根県出雲市天神町655番地２　ハイツ西屋２
債務者　道下　健一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
松江地方裁判所出雲支部

第明治三十二種郵便物認可　年三月三十一日